

①

令和元年6月17日招集

埼玉県議会定例会議案

目

次

	頁
第 7 1 号議案 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	1
第 7 2 号議案 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例.....	2
第 7 3 号議案 埼玉県行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例.....	3
第 7 4 号議案 埼玉県税条例の一部を改正する条例	4
第 7 5 号議案 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	34
第 7 6 号議案 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例.....	36

第七十一号議案

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。
別表危機管理防災部の項第九号中「六千五百円」を「六千六百元」に、「四千五百円」を「四千六百元」に、「三千六百元」を「三千七百元」に改め、同項第二十三号中「一万七千円」を「一万八千円」に改め、同項第三十七号中「九千円」を「九千三百円」に、「八千五百円」を「八千八百円」に、「八千四百円」を「八千七百円」に、「七千九百円」を「八千二百円」に改め、同項第三十八号中「七千六百元」を「七千九百円」に、「七千四百円」に、「六千円」を「六千二百円」に、「五千五百円」を「五千七百元」に改め、同項第四十九号中「五千九百円」を「六千円」に、「五千二百円」を「五千三百円」に改め、同項第五十号中「二千六百円」を「二千七百元」に改め、同項第五十一号中「二千円」を「二千五百円」に改め、同項第六十九号中「二万七百元」を「二万四千四百円」に、「二万二百円」を「二万九百円」に改める。

別表環境部の項第三号中「八千円」を「八千五百円」に改める。

別表保健医療部の項第九十一号中「二万六百元」を「二万七百元」に改める。

別表産業労働部の項第十二号中「一万七千九百円」を「一万八千二百円」に、「一万九百円」を「一万二千百円」に改める。

別表都市整備部の項第七十三号中「一万九千二百円」を「一万九千三百円」に改め、同項第七十六号中「一万七千七百元」を「一万七千九百円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

令和元年六月十七日提出

埼玉県 知事 上 田 清 司

提 案 理 由

消費税法等の一部改正に伴い、電気工事士免状交付手数料等の額を改定したいので、この案を提出するものである。

第七十二号議案

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十九年埼玉県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「一〇、六〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「八、八〇〇円」を「八、九〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和元年七月二十八日に任期が満了することとなる参議院議員の任期満了による選挙から適用する。

令和元年六月十七日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

選挙長等の報酬の額の改定をしたいので、この案を提出するものである。

第七十三号議案

埼玉県行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例
埼玉県行政不服審査法関係手数料条例（平成二十七年埼玉県条例第六十五号）の
一部を次のように改正する。

別表の備考一中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年六月十七日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

工業標準化法の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第七十四号議案

埼玉県税条例の一部を改正する条例

(埼玉県税条例の一部改正)

第一条 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の三第一項第二号中「又は寡夫」を、「寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

第二十六条の三第一項中「第四十八条」を「第七百三十九条の五」に改める。

第二十六条の五の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「同項の」を「同項に規定する」に改める。

第二十六条の六の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「第二百三条の五第一項」を「第二百三条の六第一項」に改め、「ならない者」の下に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける第二十一条第一項第一号に掲げる者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第二百三条の六第一項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同条第二項中「第二百三条の五第二項」を「第二百三条の六第二項」に改める。

第二十八条中「第四十二条第三項」を「第七百三十九条の四第二項」に改める。

第三十一条の四第一項第一号ハ中「によつて」を「により」に改め、同号ハの表中「百分の一・九」を「百分の〇・四」に、「百分の二・七」を「百分の〇・七」に、「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の七・三」を「百分の五・三」に、「百分の九・六」を「百分の七」に改め、同条第二項中「百分の一・三」を「百分の一」に改め、同条第三項第一号ハ中「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「百分の九・六」を「百分の七」に改める。

第三十二条の十一の六の見出し中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改め、同条第一項中「農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体又は」及び「(以下この項及び第三項において「農地利用集積円滑化団体等」という。)」を削り、

「第四条第三項第一号口に規定する農地売買等事業又は同法」を「(昭和五十五年法律第六十五号)」に改め、「それぞれ」を削り、「当該期間」を「当該貸付期間」に、「第三項において「農地売買等事業」を「以下この項及び第三項において「農地売買事業」に、「にあつては」を「には」に、「(これらの土地の取得の日)」を「(同日)」に、「土地改良法による」を「土地改良法第二条第二項に規定する」に、「同法第二条第二項第二号」を「同項第二号」に、「当該事業」を「当該農地売買事業」に、「当該農地利用集積円滑化団体等」を「当該農地中間管理機構」に改め、同条第二項中「前項に定める」を「同項に規定する」に、「には、当該取得の日」を「には、同日」に改め、同条第三項中「農地利用集積円滑化団体等が農地売買等事業」を「農地中間管理機構が農地売買事業」に改め、「及び」の下に「その取消し並びに」を加え、「当該農地利用集積円滑化団体等」を「当該農地中間管理機構」に改める。

第五十一条第一項第一号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則で定めるもの(以下この号及び次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号及び次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第五十一条第一項第一号イ(2)を削り、同号イ(3)中「平成三十二年以降」を「令和二年度以降」に、「第四項」を「以下この条」に改め、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ニ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四

分の三を超えないこと。

- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第五十一条第一項第一号ニ(2)を削り、同号ニ(3)を同号ニ(2)とし、同号ニを同号ホとし、同号ハ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第五十一条第一項第一号ハ(2)を削り、同号ハ(3)を同号ハ(2)とし、同号ハを同号ニとし、同号ロ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第五十一条第一項第一号ロ(2)を削り、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

- ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分

の百十を乗じて得た数値以上であること。

第五十一条第一項第二号中「。次項第二号」を「。次項第三号」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（次項第三号イ(1)(i)において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。
 - (ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第五十一条第一項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ハ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（次項第三号ハ(1)(i)において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。
 - (ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第三号において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第五十一条第一項第二号ニを削り、同号ホを同号ニとし、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

- 二 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第四百九条第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第二号において同じ。）

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第五十一条第二項第一号イ中「乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラック」を「営業用の乗用車」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第五十一条第二項第一号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ハ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第五十一条第二項第一号ハ(2)を削り、同号ハ(3)を同号ハ(2)とし、同号ハを同号ホとし、同号ロ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第五十一条第二項第一号ロ(2)を削り、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

- ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (2) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百を超えて得た数値以上であること。

第五十一条第二項第二号イ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第五十一条第二項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ハ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
 - (ii) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第五十一条第二項第二号ニを削り、同号ホを同号ニとし、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げる石油ガス自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排

出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十一条第四項中「及びロ」を「からハマで」に、「第一号イに」を「第一号イからハマまでに」に改め、同項の表第一項第一号イ(3)の項中「第一項第一号イ(3)」を「第一項第一号イ(2)」に、「平成三十二年以降」を「令和二年度以降」に、「第四項」を「以下この条」に、「次項第一号イ(3)」を「次項第一号」に改め、同項の次に次のように加える。

第一項第一号ロ(2)	平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百六十五
------------	-------------------------	---------------------------

第五十一条第四項の表第一項第一号ロ(3)の項中「第一項第一号ロ(3)」を「第一項第一号ハ(2)」に改め、同表第二項第一号イ(3)の項中「第二項第一号イ(3)」を「第二項第一号イ(2)」に改め、同表に次のように加える。

第二項第一号ロ(2)	平成三十二年基準エネルギー消費効率	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第二項第一号ハ(2)	平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十八

第五十五条の八第一項第一号ロ(1)中「二万九千五百円」を「二万五千円」に改め、同号ロ(2)中「三万四千五百円」を「三万五百円」に改め、同号ロ(3)中「三万九千五百円」を「三万六千円」に改め、同号ロ(4)中「四万五千円」を「四万三千五百円」に改め、同号ロ(5)中「五万千円」を「五万円」に改め、同号ロ(6)中「五万八千円」を「五万七千円」に改め、同号ロ(7)中「六万六千五百円」を「六万五千五百円」に改め、同号ロ(8)中「七万六千五百円」を「七万五千五百円」に改め、同号ロ(9)中「八万八千円」を「八万七千円」に改め、同号ロ(10)中「十一万円」を「十一万円」に改め、同号ロ(11)中「二万九千五百円」を「二万五千円」に改め、同項第五号ハ(1)中「二万三千六百円」を「二万円」に改め、同号ハ(2)中「二万七千六百円」を「二万四千四百円」に改め、同号ハ(3)中「三万六千六百円」を「二万八千八百円」に改め、同号ハ(4)中「三万六千円」を「三万四千八百円」に改め、同号ハ(5)中「四万八千円」を「四万円」に改め、同号ハ(6)中「四万六千四百円」を「四万五千六百円」に改め、同号ハ(7)中「五万三千二百円」を「五万二千四百円」に改め、同号ハ(8)中「六万二千二百円」を「六万四百円」に改め、同号ハ(9)中「七万四百円」を「六万九千六百円」に改め、同号ハ(10)中「八万八千八百円」を「八万八千円」に改め、同号ハ(11)中「二万三千六百円」を「二万円」に改める。

附則第三条の二中「第二十九条の九第一項」の下に「及び法附則第二十九条の十第一項」を、「賦課徴収」の下に「及び減免」を加える。

附則第六条の二第二項中「平成四十五年度」を「令和十五年度」に改める。

附則第六条の四中「平成三十五年度」を「令和五年度」に改める。

附則第八条中「百分の六・六」を「百分の四・九」に、「百分の七・九」を「百分の五・七」に改める。

附則第十一条の二中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第十二条第一項、第十三条、第十四条第一項及び第三項並びに第二十一条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第二十二条の三に次の一項を加える。

2 自家用の乗用車に対する第五十一条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第三項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が特定期間に行われたときに限り、同条第二項中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三項中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

附則第二十二条の三を附則第二十二条の四とし、同条の次に次の二条を加える。

（自動車税の環境性能割の課税標準の特例）

第二十二條の五 道路運送法第三條第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が同法第五條第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三條第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を經營する者がその事業の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（施行規則で定めるものに限る。）で最初の第四十八條第三項に規定する新規登録（以下この条、附則第二十三條及び附則第二十三條の二において「初回新規登録」という。）を受けけるものに対する第五十條の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から千円を控除して得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三條第一項に規定する基本方針（次項第一号及び第三項第一号において「基本方針」という。）に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八條第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項第二号及び第三項第二号において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で施行規則で定めるものに適合するものであること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けけるものに対する第五十條の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から六百五十万円（乗車定員三十人未満の附則第二十二條の五第二項に規定する路線バス等にあつては、二百万円）を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。

3 道路運送法第三條第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二條第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、

障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第五十条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)」から百万円を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。

三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置」という。)、衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。)、又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この条において「車線逸脱警報装置」という。))のいずれか二以上を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。))で初回新規登録を受けるものに対する第五十条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)」から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。))が五トン以下の乗用車(施行規則で定めるものに限る。))又はバス(施行規則で定めるものに限る。)) (以下この項から第七項までにおいて「バス等」という。))であつて、同法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。))及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。))のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両

法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック（施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第七項までにおいて同じ。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十条の規定の適用については、第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日までにに行われたときに限り、第四号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までにに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月

一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

四 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準に適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 バス等又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和二年十月三十一日（バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあつては、令和元年十月三十一日）までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

8 前各項の規定は、第五十四条又は法第六十一条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。（自動車等持出困難区域内自動車等以外の自動車に対する自動車税の環境性能割の納税義務の免除等）

第二十二条の六 法附則第五十三条の二第二項第一号に規定する自動車等持出困難区域（以下この項及び附則第二十三条の三第五項において「自動車等持出困難区域」という。）内の自動車等（以下この項及び附則第二十三条の三第五項に於いて「対象区域内自動車等」という。）の当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第四十八条第一項又は法第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）その他の施行令で定める者が対象区域内自動車等以外の自動車（以下この項及び附則第二十三条の三第一項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車等が法附則第五十三条の二第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等（以下この項及び附則第二十三条の三第五項において同じ。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から令和三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車に対して課する自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 自動車税の環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、同項の施行令で定める者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

3 知事は、前項の規定により自動車税の環境性能割に係る徴収金を還付する場

合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

4 前二項の規定により自動車税の環境性能割に係る徴収金を還付し、又は充当する場合には、第二項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を法第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

附則第二十二條の二の次に次の一條を加える。

(自動車税の環境性能割の非課税)

第二十二條の三 法附則第十二條の二の十第一項の條例で定める路線は、国土交通大臣が地方バス路線の維持のために交付する車両購入に係る補助を受けて取得した一般乗合用のバスが運行の用に供される路線とする。

2 第五十一條第一項第一号ロ(同條第四項において準用する場合を含む。)又は第二号ロに掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間(次條第二項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第四十七條第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

附則第二十三條の見出しを削り、同條の前に見出しとして「(自動車税の種別割の税率の特例)」を付し、同條中「電気自動車をいう」の下に「。次項第一号及び次條第二項において同じ」を加え、「同項第二号」を「法第四百九條第一項第二号」に改め、「天然ガス自動車をいう」の下に「。次項第二号及び次條第二項において同じ」を、「ものをいう」の下に「。同項において同じ」を加え、「同項第三号」を「法第四百九條第一項第三号」に、「」並びに「」を「次條第二項において同じ。」並びに「家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。次項において同じ。)、キャンピング車(キャンピングトレーラを除く。次項において同じ。)、」に改め、同條第一号中「ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十八年三月三十一日」を「第五十一條第一項第一号に規定するガソリン自動車(以下この条において「ガソリン自動車」という。)(又は同項第二号に規定する石油ガス自動車(以下この条において「石油ガス自動車」という。))で平成二十年三月三十一日」に改め、「最初の第四十八條第三項に規定する新規登録(以下この条において「」及び「」という。)」を削り、同條第二号中「第五十一條第一項第二号」を「第五十一條第一項第三号」に改め、「軽油自動車」の下に「(次項第六号において「軽油自動車」という。)」を加え、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同條の表第一項第一号ロの項及び第一項第五号ハの項を削り、同條に次の二項を

加える。

2 次に掲げる自動車に対する第五十五条の八の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車及びキャンピング車（以下この条及び次条において「自家用の乗用車等」という。）を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用の乗用車等にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第五十五条の八の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第五十一条第一項第一号イ(1)(i)に規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は法第四百九条第一項第二号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

三 法第四百九条第一項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車

四 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第五十一条第一項第一号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第一号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率と同条第一項第一号イ(2)に規定する平成三十二年基準エネルギー消費効率（以下この条において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

五 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第五十一条第一項第二号イ

(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平

成三十年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第二号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準(次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

六 軽油自動車のうち、第五十一条第一項第三号イ(1)(i)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準又は同号イ(1)(ii)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

第一項第一号イ	七千五百円	二千円
	八千五百円	二千五百円
	九千五百円	二千五百円
	一万三千八百円	三千五百円
	一万五千七百円	四千元
	一万七千九百円	四千五百円
	二万五百円	五千五百円
	二万三千六百円	六千元
	二万七千二百円	七千元
	四万七百元	一万五百円
	二万五千元	六千五百円
	三万五百円	八千元
	三万六千元	九千元
	四万三千五百円	一万千円
	五万円	一万二千五百円
五万七千円	一万四千五百円	
六万五千五百円	一万六千五百円	
七万五千五百円	一万九千円	
八万七千円	二万二千円	
十一万円	二万七千五百円	
六千五百円	二千元	
九千円	二千五百円	
一万二千元	三千元	
一万五千元	四千元	

第一項第二号イ

第一項第一号ロ

第一項第三号イ	第一項第三号イ(2)							第一項第三号イ(1)							第一項第二号ハ(2)							第一項第二号ハ(1)							第一項第二号ロ						
	四万千円	三万三千円	六万四千円	五万七千円	五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千元	二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六百元	一万二千元	一万五千五百円	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千元	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千元	一万千五百円	八千元	四千七百元	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千元	一万八千五百円	一万五千五百円
一万五百円	八千五百円	一万六千元	一万四千五百円	一万三千円	一万千円	九千五百円	八千円	七千円	七千五百円	六千五百円	六千円	五千円	四千五百円	四千円	三千円	五千五百円	三千円	四千円	二千円	千六百元	一万五百円	九千円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	四千円	三千円	二千円	千二百円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	五千円		

3

次に掲げる自動車に対する第五十五条の八の規定の適用については、当該自

第二項第二号	第二項第一号	第一項第五号二	第一項第五号ハ	第一項第五号ロ	第一項第五号イ	第一項第四号	四万九千円	一万二千五百円
							五万七千円	一万四千五百円
							六万五千五百円	一万六千五百円
							七万四千元	一万八千五百円
							八万三千元	二万千元
							四千五百円	千五百円
							六千元	千五百円
							一万六千九百元	四千五百円
							一万九百元	三千円
							二万三千元	六千元
第一項第五号イ	第一項第五号ロ	第一項第五号ハ	第一項第五号ニ	第一項第五号カ	第一項第五号キ	第一項第五号ク	四万八千円	五千円
							一万九百元	三千円
							四万八百元	千五百円
							二万円	五千円
							二万四千四百円	六千五百円
							二万八千八百円	七千五百円
							三万四千八百円	九千円
							四万円	一万円
							四万五千六百円	一万千五百円
							五万二千四百円	一万三千五百円
第一項第五号ニ	第一項第五号カ	第一項第五号キ	第一項第五号ク	第一項第五号ケ	第一項第五号コ	第一項第五号サ	六万九千六百元	一万七千五百円
							八万八千円	二万二千元
							九千円	五千円
							二万五千五百円	六千五百円
							一万千五百円	三千円
							三千七百元	千円
							四千七百元	千二百円
							六千三百円	千六百円
							五千二百円	千三百円
							六千三百円	千六百円
第一項第五号カ	第一項第五号キ	第一項第五号ク	第一項第五号ケ	第一項第五号コ	第一項第五号サ	第一項第五号シ	八千円	二千円
							六千三百円	千六百円
							五千二百円	千三百円
							六千三百円	千六百円
							四千七百元	千二百円
							三千七百元	千円
							一万千五百円	三千円
							二万五千五百円	六千五百円
							九千円	五千円
							二万八千五百円	二万二千円

自動車（自家用の乗用車等を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車は平成三十一年四月一日（自家用の乗用車等にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車は令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第五十五条の八の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

第一項第一号イ	七千五百円	四千元
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千元
	一万三千八百円	七千元
	一万五千七百円	八千元
	一万七千九百円	九千元
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六百円	一万二千元
	二万七千二百円	一万四千元
	四万七百元	二万五百円
二万五千元	一万二千五百円	
三万五百円	一万五千五百円	

第一項第三号イ(1)				第一項第二号ハ(2)				第一項第二号ハ(1)				第一項第二号ロ												第一項第二号イ											
二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六百元	一万二百元	一万五千円	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千元	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千元	一万千五百円	八千元	四千七百元	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千元	一万二千円	九千元	六千五百円	十一万円	八万七千元	七万五千五百円	六万五千五百円	五万七千元	五万円	四万三千五百円	三万六千元		
一万円	九千元	七千五百円	六千元	一万五百円	五千五百円	八千元	四千元	三千二百円	二万五百円	一万七千五百円	一万五千元	一万三千元	一万五百円	八千元	六千元	四千元	二千四百円	一万五千元	一万三千元	一万千元	九千五百円	七千五百円	六千元	四千五百円	三千五百円	五万五千元	四万三千五百円	三万八千元	三万三千元	二万八千五百円	二万五千円	二万二千元	一万八千元		

第一項第三号イ(2)													第一項第三号ロ																																					
第一項第三号イ													第一項第三号ロ																																					
第一項第四号													第一項第五号イ																																					
第一項第五号ロ													第一項第五号ハ																																					
二万二千五百円	二万五千五百円	二万九千円	二万六千五百円	三万二千円	三万八千円	四万四千元	五万五百円	五万七千元	六万四千元	三万三千元	四万千元	四万九千元	五万七千元	六万五千五百円	七万四千元	八万三千元	四千五百円	六千元	一万六千九百元	一万九百元	二万三千元	一万四千七百元	一万九百元	四千八百円	二万円	二万四千四百円	二万八千八百円	三万四千八百円	四万円	四万五千六百円	五万二千四百円	六万四百年	六万九千六百円	一万一千五百円	一万三千円	一万四千五百円	一万六千元	一万五千五百円	一万五千五百円	八千五百円	五千五百円	五千五百円	七千五百円	二千五百円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万三千円	二万六千五百円	三万五千円	三万五千円

第二項第一号	第一項第五号二		八万八千円	四万四千円
	一万八千五百円		九千五百円	九千五百円
	九千円		四万五千円	四万五千円
	二万五千五百円		一万三千円	一万三千円
	一万千五百円		六千円	六千円
	三千七百円		千八百円	千八百円
	四千七百円		二千三百円	二千三百円
	六千三百円		三千二百円	三千二百円
	五千二百円		二千六百円	二千六百円
第二項第二号	六千三百円		三千二百円	三千二百円
	八千円		四千円	四千円

附則第二十三条の二の見出し中「自動車持出困難区域内自動車」を「自動車等持出困難区域内自動車等」に、「の自動車等」を「の自動車」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「施行令附則第三十二条第四項に規定する」を「附則第二十三条の六第一項に規定する施行令で定める」に、「附則第十八条の五第一項」を「同項」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同項各号を次のように改める。

- 一 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの期間 令和元年度分及び令和二年度分
- 二 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの期間 令和二年度分及び令和三年度分

附則第二十三条の二第二項中「自動車税に係る」を「自動車税の種別割に係る」に改め、「当該自動車税」の下に「の種別割」を加え、「施行令附則第三十二条第四項に規定する」を「同項の施行令で定める」に改め、同条第三項及び第四項中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第五項中「対象区域内自動車（第四十七条に規定する自動車に限る。）が対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内自動車等（自動車であるものに限る。以下この項において同じ。）が対象区域内用途廃止等自動車等」に、「当該対象区域内自動車」を「当該対象区域内自動車等」に、「同条の」を「第四十七条第一項の」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に、「同条に」を「同項に」に改め、同条を附則第二十三条の三とし、附則第二十三条の次に次の一条を加える。

第二十三条の二 埼玉県税条例の一部を改正する条例（令和元年埼玉県条例第 号）の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であつて埼玉県税条例等の一部を改正す

る条例（平成二十八年埼玉県条例第四十三号）第一条の二の規定による改正前の埼玉県税条例（以下この項において「平成二十八年改正前の条例」という。）第四十七条の規定により平成二十八年改正前の条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であつて、平成二十八年改正前の条例第四十九条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成二十八年改正前の条例に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において第四十七条第二項に規定する運行に相当するものとして施行規則で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車等であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第五十五条の八第一項の規定にかかわらず、一台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 自家用の乗用車

- | | | | |
|---|----------------------------|----|---------|
| イ | 総排気量が一リットル以下のもの | 年額 | 二万九千五百円 |
| ロ | 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの | 年額 | 三万四千五百円 |
| ハ | 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの | 年額 | 三万九千五百円 |
| ニ | 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの | 年額 | 四万五千円 |
| ホ | 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの | 年額 | 五万千円 |
| ヘ | 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの | 年額 | 五万八千円 |
| ト | 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの | 年額 | 六万六千五百円 |
| チ | 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの | 年額 | 七万六千五百円 |
| リ | 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの | 年額 | 八万八千円 |
| ヌ | 総排気量が六リットルを超えるもの | 年額 | 十一万千円 |
| ル | 電動機を原動機とするもの | 年額 | 二万九千五百円 |
| 二 | キャンピング車 | | |
| イ | 総排気量が一リットル以下のもの | 年額 | 二万三千六百円 |

- ロ 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 二万七千六百元
- ハ 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三万六千六百元
- ニ 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 三万六千円
- ホ 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 四万八百元
- ヘ 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 四万六千四百円
- ト 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 五万三千二百円
- チ 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 六万二千二百円
- リ 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 七万四百年
- ヌ 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 八万八千八百円
- ル 電動機を原動機とするもの 年額 二万三千六百元

2 第一項の規定の適用を受ける家用の乗用車等（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第一項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	二万九千五百円	三万三千九百元
第一号ロ	三万四千五百円	三万九千六百元
第一号ハ	三万九千五百円	四万五千四百円
第一号ニ	四万五千円	五万七千七百元
第一号ホ	五万千円	五万八千六百元
第一号ヘ	五万八千円	六万六千七百元
第一号ト	六万六千五百円	七万六千四百円
第一号チ	七万六千五百円	八万七千九百元
第一号リ	八万八千円	十万千二百円
第一号ヌ	十一万千円	十二万七千六百元

第一号ル	二万九千五百円	三万三千九百円
第二号イ	二万三千六百円	二万七千七百円
第二号ロ	二万七千六百円	三万七千七百円
第二号ハ	三万六千六百円	三万六千三百円
第二号ニ	三万六千円	四万四千四百円
第二号ホ	四万八千円	四万六千九百円
第二号ヘ	四万六千四百円	五万三千三百円
第二号ト	五万三千二百円	六万千円
第二号チ	六万二千二百円	七万三百円
第二号リ	七万四百円	八万九百円
第二号ヌ	八万八千八百円	十万二千円
第二号ル	二万三千六百円	二万七千円

3

第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等のうち、前条第二項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車等の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車等が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	二万九千五百円	七千五百円
第一号ロ	三万四千五百円	九千円
第一号ハ	三万九千五百円	一万円
第一号ニ	四万五千円	一万千五百円
第一号ホ	五万千円	一万三千円
第一号ヘ	五万八千円	一万四千五百円
第一号ト	六万六千五百円	一万七千円
第一号チ	七万六千五百円	一万九千五百円
第一号リ	八万八千円	二万二千円
第一号ヌ	十一万千円	二万八千円
第一号ル	二万九千五百円	七千五百円
第二号イ	二万三千六百円	六千円
第二号ロ	二万七千六百円	七千円

第二号ハ	三万千六百円	八千円
第二号ニ	三万六千円	九千円
第二号ホ	四万八百円	一万五百円
第二号ヘ	四万六千四百円	一万二千円
第二号ト	五万三千二百円	一万三千五百円
第二号チ	六万二千二百円	一万五千五百円
第二号リ	七万四百円	一万八千円
第二号ヌ	八万八千八百円	二万二千五百円
第二号ル	二万三千六百円	六千円

4

第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等のうち、前条第三項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車等の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車等が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	二万九千五百円	一万五千円
第一号ロ	三万四千五百円	一万七千五百円
第一号ハ	三万九千五百円	二万円
第一号ニ	四万五千円	二万二千五百円
第一号ホ	五万円	二万五千五百円
第一号ヘ	五万八千円	二万九千円
第一号ト	六万六千五百円	三万三千五百円
第一号チ	七万六千五百円	三万八千五百円
第一号リ	八万八千円	四万四千円
第一号ヌ	十一万円	五万五千五百円
第一号ル	二万九千五百円	一万五千円
第二号イ	二万三千六百円	一万二千円
第二号ロ	二万七千六百円	一万四千円
第二号ハ	三万六千六百円	一万六千円
第二号ニ	三万六千円	一万八千円
第二号ホ	四万八百円	二万五百円

第二号へ	四万六千四百円	二万三千五百円
第二号ト	五万三千二百円	二万七千円
第二号チ	六万二千二百円	三万千円
第二号リ	七万四百円	三万五千五百円
第二号ヌ	八万八千八百円	四万四千五百円
第二号ル	二万三千六百円	一万二千元

附則第二十五条及び第二十五条の二第一項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第二条 埼玉県税条例の一部を次のように改正する。

附則第二十三条に次の一項を加える。

4 第二項（第四号及び第五号を除く。）に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車等に対する第五十五条の八第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車等が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第二十三条の二第三項及び第四項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中埼玉県税条例第二十六条の五及び第二十六条の六の改正規定並びに次項の規定 令和二年一月一日
- 二 第一条中埼玉県税条例第二十一条の三第一項第二号の改正規定及び附則第三項の規定 令和三年一月一日
- 三 第二条及び附則第十項の規定 令和三年四月一日

四 第一条中埼玉県税条例第二十六条の三第一項及び第二十八条の改正規定 令和六年一月一日

五 第一条中埼玉県税条例第三十二条の十一の六の改正規定及び附則第五項の規定 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

（個人の県民税に関する経過措置）

2 前項第一号に掲げる規定による改正後の埼玉県税条例（以下この項において「令和二年新条例」という。）第二十六条の六第一項の規定は、前項第一号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）第一条の規定による改正後の所得税法（昭和四十年法律第三十三号。以下この項において「新所得税法」という。）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（新所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する令和二年新条例第二十六条の六第一項に規定する申告書について適用する。

3 附則第一項第二号に掲げる規定による改正後の埼玉県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、令和三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和二年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（法人の事業税に関する経過措置）

4 第一条の規定による改正後の埼玉県税条例（以下「新条例」という。）第三十条の四及び附則第八条の規定は、この条例の施行の日（附則第六項及び第七項において「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

5 附則第一項第五号に掲げる規定による改正後の埼玉県税条例第三十二条の十一の六第一項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の同項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の同号に掲げる規定による改正前の埼玉県税条例第三十二条の十一の六第一項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

7 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和二年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

8 平成二十四年四月一日から地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年改正法」という。）附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日の前日までの間に総務大臣が平成二十八年改正法第二条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六

号。以下この項及び次項において「二十八年旧法」という。）附則第五十二条第二項第一号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域（以下この項及び次項において「旧自動車持出困難区域」という。）のうち、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号）の施行の日以後最初に二十八年旧法附則第五十二条第二項第一号の規定により指定して公示した区域（次項において「初回指定旧自動車持出困難区域」という。）については、平成二十三年三月十一日を地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。次項において「新法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第五十三条の二第二項第一号の規定による同号に規定する自動車等持出困難区域（次項において「自動車等持出困難区域」という。）を指定する旨の公示があった日とみなして、新条例附則第十二条の六第一項並びに第二十三条の三第一項及び第五項の規定を適用する。

9 旧自動車持出困難区域のうち、初回指定旧自動車持出困難区域以外の区域については、当該区域に係る二十八年旧法附則第五十二条第二項第一号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日を新法附則第五十三条の二第二項第一号の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日とみなして、新条例附則第二十二条の六第一項並びに第二十三条の三第一項及び第五項の規定を適用する。

10 附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の埼玉県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和元年六月十七日提出

埼玉県知事 上田清司

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、法人事業税の税率を引き下げる等したいので、この案を提出するものである。

第七十五号議案

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項第二号中「生活介護（次号）」を「生活介護（同号）」に改め、同条第二項第一号中「とき（次号）」を「とき（同号）」に、「十万五千二百九十円」を「十六万五千五百円」に改め、同項第二号中「五万七千九十円」を「七万七千九十円」に改め、同項第三号中「とき（次号）」を「とき（同号）」に、「五万二千六百五十円」を「八万二千五百八十円」に改め、同項第四号中「二万八千六百円」を「三万五千四百円」に改める。

別表中

六、一六〇円	七、九二三元	九、五五〇円	一〇、七八八円
五、一九五円	六、一七五円	六、八六〇円	八、〇一三円

一一、六三三元	一二、三七五円	六、一九八円	七、九五五円	九、
八、八九八円	九、三六〇円	五、一二五円	六、二〇三円	六、

五八〇円	一〇、八一〇円	一一、六四五円	一二、三八八円
八八〇円	八、〇二八円	八、九〇八円	九、三七〇円

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第七条の二第二項の規定は、平成三十一年四月一日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3 改正後の別表の規定は、平成三十年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

令和元年六月十七日提出

埼玉県知事 上田清司

提 案 理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額及び介護補償の額の改定等をしたいので、この案を提出するものである。

第七十六号議案

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例
埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表第二十号中「八千六百元」を「八千七百元」に改め、同表第二十一号及び第二十二号中「一万千円」を「一万二千元」に改める。

別表第六号の表第三号口中「六千八百円」を「六千九百元」に改め、同表第五号中「一万二千三百円」を「一万二千七百元」に改め、同表第十四号中「九千七百元」を「九千八百円」に改める。

別表第九号の表第十一号中「三万八千円」を「三万九千円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

令和元年六月十七日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

消費税法等の一部改正に伴い、機械警備業務管理者講習手数料等の額を改定したので、この案を提出するものである。